

# 第17期定時株主総会招集ご通知

日 時 2018年5月18日(金曜日) 午前10時

場 所 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 アスティ45 4階 アスティホール

# 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配り しておりましたお土産は取りやめとさせていた だきます。 何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

# 目 次

第17期定時构	朱主総会招集ご通知
提供書面 事業報告	
計算書類	····· 2·
監査報告	
株主総会参考	5書類
第1号議案	剰余金処分の件4
第2号議案	定款一部変更の件4
第3号議案	補欠監査役1名選任の件4

株式会社 北の達人コーポレーション

株主各位

札幌市北区北七条西一丁目1番地2 株式会社北の達人コーポレーション 代表取締役社長木 下 勝 寿

# 第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し あげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年5月17日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

**1. 日** 時 2018年5月18日(金曜日)午前10時

> (会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照 いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目 的 事 項

**報 告 事 項** 第17期(2017年3月1日から2018年2月28日まで)事業報告及び計算書類報告の件 決 議 **事 項** 

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。 なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.kitanotatsujin.com)に掲載させていただきます。

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。 何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

# (提供書面)

# 事業報告

(2017年3月1日から) 2018年2月28日まで)

# 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社は、「『おもしろい』をカタチにして世の中をカイテキにする達人集団。」という経営理念のもと、顧客満足を徹底的に追及して自社開発した健康美容商品を、主にインターネットを通じて一般消費者に販売する事業を展開しております。

当社の主軸である国内Eコマース市場につきましては、スマートフォンの普及などの理由により着実に成長を続けており、BtoC-EC (消費者向け電子商取引)の2017年度における市場規模は18兆円(2016年度における市場規模の16.6兆円から8.4%増加)であり、2023年度には25.9兆円まで成長するという予測もされております(株式会社野村総合研究所「2023年度までのICT・メディア市場の規模とトレンドを展望」2017年11月29日)。

このような環境のもと当社は、前事業年度から引き続き当事業年度においても集客部門の人員を大幅に増員し、集客体制をより強化し、広告の自社運用化を促進いたしました。

広告の展開手法に関しては、シナリオマーケティングの導入が大きな成果をあげております。ユーザーの状況、競合の状況、自社商品の強みなどを従来の広告代理店ではカバーしきれないレベルで細かく分析した上で商品のコンセプトや訴求を設定し、そのコンセプトに基づいて原稿から商品同封物までをシナリオに沿った統一性のあるものにすることで、これまで以上にブレのない広告を展開することが可能となりました。また、シナリオマーケティングをWeb広告の配信設定においてもいち早く導入することによって、きめ細かなターゲッティングを実施し、狙ったユーザーのみへの広告配信を可能としました。

そのほかにも、引き続き各ネットメディアの活用に向けて積極的に取り組んでおり、新たなネット広告媒体と次々と契約を行うとともに、各大手ネット広告メディアとは取引額が大きくなったことからメディア内部に「北の達人」担当を設置していただくなど、より深い関係を構築することで一般他社よりも有利な広告運用をできる環境を整えてまいりました。

その結果、新規獲得能力の大幅な増強と効率性の向上の両立を実現し、広告宣伝費への大規模な追加先行投資を実施したとしても利益を十分に生み出せる体制を確立するに至っております。 今後も、当社にしかできない広告展開を実施していくことにより、高収益な事業展開を目指してまいります。

なお、上記のほかに「美しく健康的な爪へと導く爪専用ジェル『クリアネイルショット』」のイメージキャラクターとして、俳優、演出家、司会者、タレントなどマルチにご活躍をされております坂上忍さんを起用し、2018年1月19日より各種広告物の展開を開始いたしました。坂上忍さんは、幅広い世代、性別を問わず高い発信力と影響力をお持ちであり、抜群の知名度でクリアネイルショットのターゲット層を拡大し、商品のよさをより多くのお客さまに伝えていただけると考えての起用になります。

上記のような取り組みの結果、当事業年度の売上高は前事業年度比で196%まで伸び、また、利益面においても、経常利益・当期純利益ともに前事業年度比で260%を超えるなど、大きく成長することができました。

当社は十分に検討を重ねたうえで業績予想を実施しておりましたが、これら新規獲得能力の大幅な増強と効率性の向上のスピードは当社の想定を大きく上回っており、その結果、当事業年度は、2017年7月14日、2017年10月13日、2018年1月12日と3度の業績予想の上方修正を実施しております。

商品部門につきましても、前事業年度まで強化を図ってきておりました新商品開発体制・リリース体制が、軌道に乗ったことによって、安定して多数の新商品開発・リリースの準備を同時に進めることが可能になっております。

当事業年度における新商品としましては、まず、2017年7月24日に「ピーリング効果により、 キレイで艶めく手へと導く、ハンドピーリングジェル『ルミナピール』」を発売開始いたしました。

続いて、2017年10月5日には「塗って1分でシワが伸びて若見え肌へと導く速攻型シワ対策美容ジェル『リンキーフラット』」、更に同月31日に「理想のまぶたを「すぐに」「ずっと」手にできる、上まぶた専用美容ジェル『リッドキララ』」を発売開始いたしました。

2018年に入ってからは2月22日に「新発想のHMB配合プロテイン『BUILD MAKE 24-ビルドメイク 24』」を、同月27日に「蓄積された紫外線ダメージをダイレクトに集中ケアする、「貼る」ピンポイント型アプローチシートの『RESHINE PATCH-リシャインパッチ』」を発売開始いたしました。

既存商品につきましては、国際品評会「モンドセレクション2018」におきまして、当社が出展した全ての商品が各賞を受賞いたしました。まず、『カイテキオリゴ』が7年連続、『みんなの肌潤糖アトケアタイプ』が6年連続、『みんなの肌潤糖クリアタイプ』が4年連続で最高金賞を受賞いたしました。また、『二十年ほいっぷ』が6年連続、『アイキララ』が3年連続、『ヒアロディープパッチ』が2年連続で金賞を受賞したほか、『リンキーフラット』及び『ビルドメイク24』の2商品が金賞を初受賞いたしました。このうち、『みんなの肌潤糖アトケアタイプ』、『二十年ほいっぷ』、『アイキララ』は、3年連続毎に金賞以上を受賞した製品に贈られる「インターナショナル・ハイクオリティー・トロフィー」をあわせて受賞いたしました。この他にも、『クリアフットヴェール』、『メイミーホワイト60』、『ルミナピール』、『リッドキララ』の4商品が銀賞を受賞しております。

更に、当社は、消費者の「自主的かつ合理的な商品選択の機会の確保」を促すために、事業者の責任において健康の維持及び増進に役立つことを表示する「機能性表示食品」制度(消費者庁HPより引用)の活用に向けて取り組んでおりますが、この度、「低分子化ライチポリフェノール」配合のサプリメント『紅珠漢(こうじゅかん)』が「機能性表示食品」として消費者庁に受理されました(届出表示:本品には低分子化ライチポリフェノールが含まれます。低分子化ライチポリフェノールは運動で生じる身体的な疲労感を軽減する機能があることが報告されています。運動による身体的な疲労を自覚している方に適した食品です。)。

なお、商品の知的財産権に関連して、当社は、「競合・模倣対策室」を新たに設置して、当社 及び他社の知的財産権を尊重し、公正な競争環境において事業活動を推進しております。

同対策室設置後の第一弾の活動として、当社は、株式会社はぐくみプラス(以下、「はぐくみプラス社」)を被告として、はぐくみプラス社による品質誤認表示・信用毀損行為の差止め、品質誤認表示の抹消、虚偽の事実を記載した文書の回収、及び13億7千944万円の損害賠償のうち一部である1億円の支払いなどを求め、2018年2月7日に、東京地方裁判所に訴訟を提起いたしました。

当社は、本件の訴状において、はぐくみプラス社が販売している「はぐくみオリゴ」のオリゴ糖純度を100%と表示する行為が品質誤認表示に該当し、また、当社が販売している『カイテキオリゴ』について、はぐくみプラス社が「カイテキオリゴはオリゴ糖100%じゃない、はぐくみオリゴはその点良品で100%」などの虚偽の事実を述べる行為が信用毀損行為に該当するなどと主張し、不正競争防止法に基づいて、それらの行為の差止め及び損害賠償などを求めております。

今後も、同対策室を中心として、当社の知的財産権の侵害、又は公正な競争環境を害する行為に対しては、必要に応じて法的処置を含む適切な対応を行ってまいります。今後の業績に与える影響は現時点では軽微であると認識しておりますが、業績への影響が見込まれる場合には速やかに情報開示をいたします。

一方で、外部からの評価という面では、東洋経済ONLINEが2017年6月12日に発表した「経常利益がケタ違いに伸びるトップ100社」において、当社が23位にランクインしたほか、株式会社みんかぶが運営する個人投資家向け株式情報サイト「株探」において、「製品・サービスの販売拡大もしくは買収や提携などにより、高成長に向けて動き始めた可能性が高い銘柄47社(2017年6月15日現在)」のうちの1社として、当社が掲載されるなど、引き続き高い評価をいただいております。

また、日本取引所グループがホームページで公開している、東京証券取引所に上場する企業の 創業者や経営者の人柄や魅力にフォーカスしたインタビュー「創」において、当社代表取締役社 長木下勝寿が掲載されました。

更には日本経済新聞においても、独自商品を強みとする中堅のネット通販企業として当社が掲載されました(2017年9月9日付全国版 投資情報面)。

2017年12月4日には、アナリスト向けの決算説明会及び会社説明会を実施し、多くの証券アナリストの方々に参加していただき、好評を博しました。

株式市場における評価につきましても、当社株式における2017年末の株価が2016年末の株価と 比較し約11.6倍にまで急騰し、2017年株価上昇率ランキングにおいて全上場銘柄中(新規上場銘 柄、地方銘柄、外国銘柄を除く)第1位となりました。

なお、当社の株価について、当事業年度における最高値である2018年1月22日の終値と、当社が札幌証券取引所アンビシャス市場に上場いたしました2012年5月29日の初値(株価はいずれも株式分割調整後)を比較いたしますと、199倍を超えるまでに成長することが出来ました。

2018年1月中旬には、初めて時価総額1,000億円超えを達成し、また、株主数でも当事業年度末時点で3万人を超えるまでに増加いたしました。

このような外部からの高い評価に応えるべく、当社は、企業、個人ともに様々な活動を通じて、より一層、地域や社会への貢献に取り組んでまいりたいと考えております。その一環として、当社代表取締役社長木下勝寿は、2016年に発生した台風10号の影響により甚大な農業被害を被った北海道芽室町に対し、「甜菜農業の復興」を願い寄付を行いました。このたび、その取り組みが認められ、紺綬褒章を受章いたしました。紺綬褒章は、公益のために私財を寄付し、功績が顕著な個人または法人・団体に対し、日本国政府より授与されるものです。

コーポレートガバナンスの体制につきましては、当社が株式上場準備中であった約9年前から、 社外監査役(常勤)として当社を支え続けていただいた布田三宥氏が、前事業年度における定時 株主総会終結の時をもって退任されました。後任の社外監査役(常勤)には、北海道財務局函館 財務事務所長や証券会員制法人札幌証券取引所専務理事を歴任した定登氏が就任いたしました。

経営基盤の面では、優秀な人材の確保、社員の士気向上、長期勤続の促進を図るため、2018年4月より新卒初任給について現行の月額25万円から月額34万円へ36.0%引上げたほか、総合職社員を対象に平均21.2%のベースアップ(平均約86万円の年収アップ)を実施いたしました(業務職(いわゆる一般職)のベースアップは2017年4月実施済み。平均29.2%)。なお、引上げ後の当社の新卒初任給は、東洋経済オンラインが発表した初任給ランキングにおいて全国3位にあたるとされています(朝日新聞デジタル 2018年3月31日付記事より)。

また、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として、2017年4月1日付及び2017年11月6日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の株式分割を実施してまいりましたが、今回更に、当事業年度3度目となる普通株式1株につき3株の株式分割を2018年2月15日付で実施いたしました。

そのほか、株主優待制度につきまして、改めて当社の商品の魅力をより多くの株主の皆様にご理解いただきたく、従来の『CARE NANO PACK -ケアナノパック-』の進呈から、当社の主力商品『カイテキオリゴ』 (150g、約1ヶ月分、定価:3,065円税込) の進呈に変更いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は5,292,463千円(前事業年度比96.2%増)となりました。営業利益は1,403,881千円(前事業年度比159.0%増)、経常利益は1,403,984千円(前事業年度比160.7%増)、当期純利益は948,370千円(前事業年度比165.9%増)となりました。

- ② 設備投資の状況 当事業年度中における重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況 当事業年度中における重要な資金調達はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ① 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

# (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	X	分		第14期 (2015年 2 月期)	第15期 (2016年2月期)	第16期 (2017年2月期)	第17期 (当事業年度) (2018年2月期)
売	上	高	(千円)	1, 940, 660	2, 222, 440	2, 696, 859	5, 292, 463
経	常利	益	(千円)	446, 584	393, 223	538, 497	1, 403, 984
当	期純利	益	(千円)	268, 768	226, 777	356, 728	948, 370
1 当	株 当 た 期 純 利	り 益	(円)	25. 54	20. 52	2. 70	7. 21
総	資	産	(千円)	1, 613, 114	1, 536, 388	2, 290, 238	3, 481, 084
純	資	産	(千円)	1, 191, 951	1, 330, 889	1, 545, 314	2, 345, 632
1 純	株 当 た 資 産	り額	(円)	107. 91	120. 15	11.73	17. 81

- (注) 1. 第15期において、2015年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が第14期の期首に行われたものとして、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。
  - 2. 当社は、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2017年11月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割、及び2018年2月15日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割が第16期の期首に行われたものとして、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。
  - 3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

# (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

### ①顧客サービスの向上

当社は定期顧客からの売上が全体の売上の約7割を占めており、今後の安定的な収益確保のためには既存顧客への更なるサービス向上が必要不可欠と考えております。具体的には、商品の魅力をより理解していただくことを目的とした販売サイト及び商品同封物等の改良や、アフターサポートサービスの向上を通じて、更なる顧客満足度の向上を推進してまいります。

### ②商品の品質と安全性の確保

健康食品や化粧品の供給者である当社にとって、品質及び安全性の不備は、当社の信用の失墜に繋がる事項であると認識しております。そのため、品質、安全性、製造実績等を軸にした製造委託先の選定、更に製造委託先への工場視察や定期監査等を通じて、商品の品質及び安全性が担保されるよう努めております。また、製造後の商品につきましては、全商品を全製造ロット毎にサンプル品として自社内で保管し、仮に商品の品質や安全性に懸念が生じた場合には、発生すると想定される問題に対して迅速に対応するための体制を整えております。今後も、更なる商品の品質と安全性の確保に努めてまいります。

### ③中間マネジメント層の強化

当社は事業の拡大に伴い、実務担当者を積極的に採用してまいりましたが、今後の更なる組織の拡大においては、そうした人員を指揮する中間マネジメント層の人員強化が必要不可欠であると考えております。今後は、マネジメント職としての経験を有した人材の中途採用や、社長及び取締役の直接指導による中間マネジメント層の育成を図ることで、中間マネジメント層の強化を推進してまいります。

# (5) 主要な事業内容(2018年2月28日現在)

当社は、主にインターネット上で一般消費者向けに健康美容商品を販売する「Eコマース事業」を行っております。

# (6) 主要な事業所(2018年2月28日現在)

本	社	札幌市北区北七条西一丁目1番地2
支	社	台湾(台北市)

# (7) 使用人の状況 (2018年2月28日現在)

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
71 (17) 名			17名増(4名増)		32.	5歳				3.	1年			

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー等) は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 当事業年度末において使用人数が前事業年度末に比べて17名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

# (8) 主要な借入先の状況 (2018年2月28日現在)

借入先	借入額			
株式会社三菱東京UFJ銀行	52, 791千円			
株式会社みずほ銀行	52,774千円			
株式会社北洋銀行	52,774千円			
株式会社北海道銀行	49,960千円			

# (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# **2**. 株式の状況 (2018年2月28日現在)

### (1)発行可能株式総数

480,000,000株

(注) 2017年4月1日付にて実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)、2017年11月6日付にて実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)、及び2018年2月15日付にて実施した株式分割(普通株式1株を3株に分割)に伴い、発行可能株式総数は440,000,000株増加しております。

### (2)発行済株式の総数

133,008,000株(自己株式1,405,200株を含む)

(注) 2017年4月1日付にて実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)、2017年11月6日付にて実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)、及び2018年2月15日付にて実施した株式分割(普通株式1株を3株に分割)に伴い、発行済株式の総数は121,924,000株増加しております。

# (3) 株主数

31,667名

# (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
木 下 勝 寿	64, 591, 400株	49.08%
野村 證 券 株 式 会 社	3, 900, 532株	2.96%
木 下 浩 子	1,756,800株	1.33%
ノムラ インターナショナル ピーエルシー アカント ジャパン フロウ	1,528,200株	1. 16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1, 102, 400株	0.84%
清 水 重 厚	1,084,800株	0.82%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,066,600株	0.81%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,046,416株	0.80%
平 山 正 義	1,031,000株	0.78%
ゴールドマンサックスインターナショナル	882, 100株	0.67%

(注) 持株比率は、自己株式(1,405,200株)を控除して計算しております。

# 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約 権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

# (3) その他新株予約権等に関する事項

当社は、2012年9月28日開催の取締役会において、当社の取締役に対し、下記のとおり公正価格にて有償で新株予約権を発行することを決議し、2012年10月16日に発行いたしました。

		第4回新株予約権					
	発行決議日	2012年9月28日					
	新株予約権の数	440個					
新	株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 704,00 (新株予約権1個につき19,200	• •				
弟	「株予約権の払込金額 「株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり2,800円					
	ト予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり15円 (注) 2.					
	権利行使期間		2012年10月16日から 2022年10月15日まで				
	行使の条件	(注) 1.					
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	420個 8, 064, 000株 1名				

### (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、以下の(i)に掲げる条件を満たした場合、及び、(ii)(iii)に掲げる条件のいずれかを満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
  - (i) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2013年2月期及び2014年2月期の損益計算書における経常利益の金額が200百万円を下回らないこと。
  - (ii) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2013年2月期の損益計算書における経常利益の金額が300百万円を超過すること。
  - (iii) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2014年2月期の損益計算書における経常利益の金額が350百万円を超過すること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、 別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、権利行使をしようとする日の前営業日の金融商品取引所における当社普通株式の 普通取引終値が本新株予約権の行使価額(ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権 割当契約に定める事象が生じた場合には、当割当契約の定めるところにより適切に調整されるものと する。)の120%を超過している場合にのみ、権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 2. 2013年2月9日付で普通株式1株を4株に株式分割、2014年1月3日付で普通株式1株を2株に株式分割、2015年6月1日付で普通株式1株を2株に株式分割、2017年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割、2017年11月6日付で普通株式1株を2株に株式分割、及び2018年2月15日付で普通株式1株を3株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

# 4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年2月28日現在)

会社における地位				,	氏	名	1	担当及び重要な兼職の状況	
代	表取	締	役社	長	木	下	勝	寿	
専	務	取	締	役	清	水	重	厚	管理部長
専	務	取	締	役	堀	Ш	麻	子	営業部長
取		締		役	高	岡	幸	生	リージョンズ株式会社代表取締役 株式会社リージョナルスタイル代表取締役
取		締		役	Ξ	浦	淳	_	北海道ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役 株式会社ファーストブレス社外取締役 株式会社五稜化薬取締役 株式会社ほんま取締役 株式会社ミネルヴァメディカ取締役
常	勤	監	查	役	定			登	
監		査		役	甚	野	章	吾	甚野公認会計士事務所所長 北斗税理士法人代表社員所長 札幌監査法人代表社員 株式会社ジーンテクノサイエンス社外監査役
監		査		役	小	林	隆	_	一般社団法人北海道警友会専務理事

- (注) 1. 取締役高岡幸生氏、三浦淳一氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役定登氏、甚野章吾氏、小林隆一氏は、社外監査役であります。
  - 3. 監査役甚野章吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の 知見を有しております。
  - 4. 取締役高岡幸生氏、三浦淳一氏及び監査役小林隆一氏は東京証券取引所の規定する独立役員であります。
  - 5. 2017年12月5日をもって、社外取締役杉山央氏(弁護士法人赤れんが法律事務所代表、北海道石油業厚生年金基金理事長)は辞任により退任いたしました。
  - 6. 2017年5月30日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって、監査役布田三宥氏は辞任により退任いたしました。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区						分	支	給	人	員	報	酬	等	の	額
取			締			役				6名				130,	729千円
(う	ち	社	外	取	締	役)			(	3名)				(3,	769千円)
監			査			役				4名				6,	199千円
(う	ち	社	外	監	査	役)			(	4名)				(6,	199千円)
合						計				10名				136,	929千円
(う	ち	社		外	役	員)			(	7名)				(9,	969千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2008年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額250,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
  - 2. 監査役の報酬限度額は、2008年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額30,000千円以内と 決議いただいております。
  - 3. 取締役及び監査役の報酬等の額には、2017年5月30日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役1名(うち社外監査役1名)及び2017年12月5日付にて辞任により退任した取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。

# (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役高岡幸生氏は、リージョンズ株式会社代表取締役及び株式会社リージョナルスタイル代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役三浦淳一氏は、北海道ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役、株式会社ファーストブレス社外取締役、株式会社五稜化薬取締役、株式会社ほんま取締役、株式会社ミネルヴァメディカ取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長、北斗税理士法人代表社員所長、札幌監査法 人代表社員及び株式会社ジーンテクノサイエンス社外監査役であります。当社と各兼職先との 間には特別の関係はありません。
  - ・監査役小林隆一氏は、一般社団法人北海道警友会専務理事であります。当社と兼職先との間に は特別の関係はありません。

# ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
		当事業年度開始以降、2017年12月5日に辞任するまでの間に開催された取締
取締役	杉山 央	役会12回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地か
40,747 (C		ら、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜
		助言、提言を行っております。
		当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席いたしました。他
取締役	高岡 幸生	社代表取締役としての豊富な経験及び高い見識に基づき、社外取締役として
以亦作1文	同岡 辛生	経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行ってお
		ります。
		当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。ベンチ
Fig 公立公儿	一法法	ャーキャピタリストとして、また他社代表取締役としての豊富な経験及び高
取締役	三浦 淳一 	い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案
		審議及び適宜助言、提言を行っております。
		2017年5月30日の監査役就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の
		全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保
		するため適宜質問及び助言を行っております。
監査役	定 登	また、2017年5月30日の監査役就任以降、当事業年度に開催された監査役会
		10回の全てに出席いたしました。主に金融行政や、証券会員制法人札幌証券
		取引所運営に携わってきた豊富な経験及び見地から発言を行っておりま
		す。
		当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会14回の全てに出席いた
監査役	甚野 章吾	しました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っておりま
		す。
		当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。ま
監査役	小林 隆一	た監査役会14回のうち13回に出席いたしました。主に警察行政に携わって
		きた豊富な経験及び見識に基づいて発言を行っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び各監査役は、会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く)又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

また、2017年12月5日をもって社外取締役を辞任いたしました杉山央氏、及び2017年5月30日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任により退任いたしました布田三宥氏との間に同様の契約を締結しておりました。

# 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

### 清明監査法人

### (2)報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などについて検討したうえで、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

# (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

# (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、 会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# (6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

# 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

# 《業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要》

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。
  - \*クレド (Credo) とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り 取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程 に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可 能な状態にて管理する。
- ② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

# (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避 策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。
- ③ 取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応 方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定める。
- ② 経営理念を基軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。
- ③ 取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行 状況の監督を行う。
- ④ 経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を 行う。

### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」等に則り、 業務執行の状況について、各担当部門が会社規程類等に準じた管理及び支援を行う。 また、当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を行う。
- ② 当社グループの取締役等は、「関係会社管理規程」等に従い、子会社の業績及び営業等の状況について詳細な報告を行う。

# (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、 監査役を補助すべき使用人を指名する。
- ② 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

# (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。
- ③ 監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の前払い又は償還等の請求をした時は、速 やかにその当該費用又は債務を処理する。
- ④ 取締役会は「公益通報者保護規程」に従い、当該報告をした者(通報者)が不利な取扱いを受けないために適切な措置を講じるとともに、通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

### (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ② 監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

# 《当期における業務の適正を確保するための運用状況の概要について》

当社は、取締役会が定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を運用いたしました。当事業年度における主な運用状況といたしましては、次のとおりであります。

# (1) 取締役の職務執行

取締役会規則に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び 経営上の重要な事項の決議を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会を18回開 催しております。

### (2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。なお、当事業年度においては、監査役会を14回開催しております。

### (3) 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

# (4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を実施しております。

# 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# <u>貸 借 対 照 表</u> (2018年2月28日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	 負           債	の部
科目	金 額	科	1 金額
流動資産	3, 406, 133	流動負債	1, 060, 508
現金及び預金	2, 508, 142	買 掛	金 81,643
売 掛 金	303, 617	未 払	金 252,643
製品	353, 272	1年内返済予定の長期借入	
 	7, 058		等 410,988
原材料及び貯蔵品	149, 032		等 89,865
前払費用			金 1,744
	36, 877		金 5,918
繰 延 税 金 資 産	44, 090		金 51,525
そ の 他	10, 830		金 23, 264
貸 倒 引 当 金	△6, 789		金 6,728
固 定 資 産	74, 950		也 2,831
有 形 固 定 資 産	13, 607	固定負債	74, 943
建物	12, 191	長期借入 <u></u> <b>負債合計</b>	金 74, 943 1, 135, <b>45</b> 1
工具、器具及び備品	1, 415		
   無形固定資産	27, 602		2, 344, 456
特 許 権	213	資 本 金	212, 924
	8, 714	資本剰余金	192, 924
ソフトウェア	18, 674	資本準備金	192, 924
投資その他の資産	33, 741	利 益 剰 余 金	1, 989, 748
		その他利益剰余金	1, 989, 748
長期貸付金	50, 000	繰越利益剰余金	1, 989, 748
差 入 保 証 金	12, 326	自 己 株 式	△51, 141
繰 延 税 金 資 産	16, 923	新 株 予 約 権	1, 176
貸 倒 引 当 金	△45, 508	純 資 産 合 計	2, 345, 632
資 産 合 計	3, 481, 084	負債純資産合計	3, 481, 084

# 損益計算書

(2017年3月1日から) 2018年2月28日まで)

(単位:千円)

						(十匹・111)
科			目		金	額
売		上	高			5, 292, 463
売	上	原	価			1, 058, 656
売	上	総	利	益		4, 233, 806
返	品調	整 引 当	金 繰 入	額		6, 728
差	引 5	· 上	総利	益		4, 227, 078
販 売	費及び	· 一般管	理 費			2, 823, 197
営	3	業	利	益		1, 403, 881
営	業	外 収	益			
受	E	<b></b>	利	息	18	
受	取	弁	済	金	115	
サ	ンプ	ル売	却 収	入	1, 180	
そ		$\mathcal{O}$		他	207	1, 523
営	業	外 費	用			
支	‡	4	利	息	672	
貸	倒 引	当 金	繰 入	額	634	
為	*	<b></b>	差	損	107	
そ		$\mathcal{O}$		他	6	1, 420
経	ŕ	常	利	益		1, 403, 984
特	別	損	失			
固	定	資 産	売 却	損	148	
固	定	資 産	除却	損	770	
賃	貸借	契 約	解 約	損	608	1,527
税	引 前	当 期	純 利	益		1, 402, 457
法 人	税、信	主民税	みび 事業	税	483, 234	
法	人 税	等	調整	額	△29, 147	454, 086
当	期	純	利	益		948, 370

# 株主資本等変動計算書

(2017年3月1日から) 2018年2月28日まで)

(単位:千円)

			株	主 資	本		
		資本乗	則 余 金	利益乗	則 余 金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		貝平宇順並	合計	繰越利益 剰余金	合計		П н г
当期首残高	212, 924	192, 924	192, 924	1, 189, 431	1, 189, 431	△51, 141	1, 544, 138
当期変動額							
剰余金の配当				△148, 053	△148, 053		△148, 053
当期純利益				948, 370	948, 370		948, 370
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							_
当期変動額合計		_	_	800, 317	800, 317	_	800, 317
当期末残高	212, 924	192, 924	192, 924	1, 989, 748	1, 989, 748	△51, 141	2, 344, 456

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1, 176	1, 545, 314
当期変動額		
剰余金の配当		△148, 053
当期純利益		948, 370
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-
当期変動額合計	_	800, 317
当期末残高	1, 176	2, 345, 632

### 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

i. 製品・原材料・仕掛品 月別総平均法による原価法

ii. 貯蔵品 月別総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げ ております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並び

に2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によ

っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15~22年

工具、器具及び備品 4~20年

②無形固定資産 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期

間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績

率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性

を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金 顧客に発行したクーポン券の使用による費用発生に備えるため、当事

業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

③株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において

発生すると見込まれる額を合理的に算出し、計上しております。

④返品調整引当金 返品による損失に備えるため、当事業年度の売上に起因した翌期以降

の返品に対して発生すると見込まれる損失を、返品調整引当金として

計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

### (返品調整引当金)

従来、返品に伴う損失は返品を受けた時点で計上しておりましたが、より適正な期間損益計算を図るため、 当事業年度より、当事業年度の売上に起因した翌期以降の返品に対して発生すると見込まれる損失を、返品 調整引当金として計上する方法に変更いたしました。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

また、当該会計方針の変更による当事業年度の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額は軽微であるため、溯及適用は行っておりません。

### (追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,196千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 4,667千円

長期金銭債権 50,000千円

短期金銭債務 6,658千円

### 3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1.	11, 084, 000	121, 924, 000	_	133, 008, 000
合計	11, 084, 000	121, 924, 000	_	133, 008, 000
自己株式				
普通株式(注) 2.	117, 100	1, 288, 100	_	1, 405, 200
合計	117, 100	1, 288, 100	_	1, 405, 200

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、以下によるものであります。 株式分割による増加121,924,000株
  - 2. 普通株式の自己株式数の増加は、以下によるものであります。 株式分割による増加1,288,100株

# (2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年5月30日 定時株主総会	普通株式	71, 284	6. 5	2017年2月28日	2017年5月31日
2017年10月13日 取締役会	普通株式	76, 768	3. 5	2017年8月31日	2017年11月10日

### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	210, 564	1.6	2018年2月28日	2018年5月21日

### (3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

								第4回新株予約権
目	的	とな	: S	株 式	の	種	類	普通株式
目	的	ک	なる	株	式	の	数	8, 064, 000株
新	株	予	約	権	カ	残	高	420個

### 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ①金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を内部留保で賄うことを原則としながら、中長期における資金需要並びに金利動向等を注視した上で必要に応じて機動的に資金調達を行い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

- ②金融商品の内容及びそのリスク
  - i.資産

現金はすべて円建てであり、預金のすべてが要求払預金であります。また、預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、関係会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が賃借している物件に係る不動産賃借契約に基づくものであり、差入先の財政状態の悪化による回収不能リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

### ii. 負債

営業債務である買掛金並びに未払金は、すべて2ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、主に固定金利となっております。

- ③金融商品に係るリスク管理体制
  - i.信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期 把握や軽減を図っております。また、貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、外貨建金銭債権債務については、財務担当部門が為替動向を随時把握し、適切に管理しております。

長期借入金については、財務担当部門が金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画(キャッシュ・フロー計画)との比較分析を行うとともに、手許 流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2. 参照)。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
①現金及び預金	2, 508, 142	2, 508, 142	_
②売掛金	303, 617		
貸倒引当金(※1)	△6, 789		
	296, 828	296, 828	_
③長期貸付金(※2)	50, 000		
貸倒引当金(※3)	△45, 508		
	4, 491	4, 491	_
資産計	2, 809, 461	2, 809, 461	_
①買掛金	81, 643	81, 643	_
②未払金	252, 643	252, 643	_
③長期借入金(※4)	208, 299	208, 266	△32
負債計	542, 586	542, 554	△32
デリバティブ取引	_	_	_

- (※1) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。
- (※2) 関係会社に対する長期貸付金であります。
- (※3) 長期貸付金については、対応する貸倒引当金を控除しております。
- (※4) 長期借入金については、1年内返済予定のものを含んでおります。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (資産)

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### ③長期貸付金

長期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した額と近似しており、当該価額をもって時価としております。

### (負債)

### ①買掛金、②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### ③長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (デリバティブ取引)

該当事項はありません。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)		
差入保証金	12, 326		

上記については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時 価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

# 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2, 508, 142	_	_	_
売掛金	303, 617	_	_	_
長期貸付金	_	50, 000	_	_
合計	2, 811, 760	50, 000	_	_

# 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)
長期借入金	133, 356	74, 943

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)

未払事業税 16,806千円 販売促進引当金 15,787千円 株主優待引当金 7,128千円 返品調整引当金 2,061千円 貸倒引当金 2,080千円 その他 227千円 繰延税金資産 (流動) 合計 44,090千円 繰延税金資産(固定) 貸倒引当金 13,839千円

関係会社株式評価損3,041千円減価償却費43千円繰延税金資産(固定)合計16,923千円繰延税金資産合計61,014千円

### 7. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

# 8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名 称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 オーダー コスメジ ャパン	インターネ ット通信販 売業	(所有) 直接 100.00	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付		長期貸付金	50, 000

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
  - 2. 子会社への長期貸付金に対し、次のとおり貸倒引当金を計上しております。
    - ・債権の期末残高に対する貸倒引当金 45,508千円
    - ・当事業年度の貸倒引当金繰入額 634千円

### 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 17円81銭

(2) 1株当たり当期純利益 7円21銭

(注) 当社は、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2017年11月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2018年2月15日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。 このため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当

期純利益を算定しております。

### 10. 重要な後発事象に関する注記

当社が発行した第4回新株予約権について、2018年3月13日付で行使がありました。当該権利行使の概要は次のとおりであります。

(1) 交付した株式の種類及び株式数 普通株式 8,064,000株

(2) 行使新株予約権数 420個

(3) 行使価額 1株当たり15円

(4) 行使価額総額 120,960千円

(5) 増加した資本金の額 61,068千円

(6) 増加した資本準備金の額 61,068千円

この結果、2018年3月13日における資本金は273,992千円、発行済株式総数は141,072,000株となっております。

### 11. その他の注記

特記事項はありません。

# 会計監査人の会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2018年4月24日

株式会社北の達人コーポレーション

取締役会 御中

# 清明監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北の達人コーポレーションの2017年3月1日から2018年2月28日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算 書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重 要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と 判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

# 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

# 監査報告書

当監査役会は、2017年3月1日から2018年2月28日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について 検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘 すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年4月27日

株式会社北の達人コーポレーション監査役会

 
 常勤監査役 (社外監査役)
 定
 登
 印

 監查役 (社外監査役)
 甚
 野
 章
 吾
 印

 監查役 (社外監査役)
 小
 林
 隆
 一
 印

以上

# 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第17期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金1.6円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は210,564,480円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2018年5月21日といたしたいと存じます。

# 第2号議案 定款一部変更の件

# 1. 変更の理由

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的記録により取締役会の決議を 機動的に行うことができるよう、第24条(取締役会)第3項を新設するものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
現行定款	変更案
(取締役会) 第24条 (条文省略)	(取締役会) 第24条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(新設・以下項数繰り下げ)	3 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
<u>3</u> (条文省略)	4 (現行どおり)

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

mistanza (Normalisation Costs) of the state						
氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所当	有 社	株	す 式	る数
ぬ の た み つ ゆ う 布 田 三 宥 (1946年3月20日生)	1965年4月 雪印乳業株式会社入社 1971年4月 平和堂貿易株式会社入社 1975年8月 株式会社エーダイ入社 1994年6月 株式会社デリーズ入社 1995年6月 同社取締役就任 1997年6月 同社監査役就任 1998年7月 株式会社ソフトフロント入社 2001年10月 同社管理本部次長就任 2002年6月 同社監査役就任 2008年3月 当社常勤監査役就任			1:	20, 00	0株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

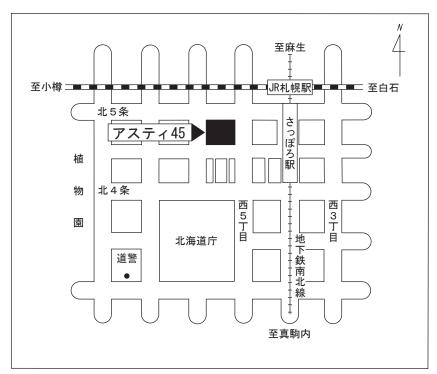
布田三宥氏は、上場会社での監査役としての経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、これらを当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 布田三宥氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3. 当社は、布田三宥氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定でありま す。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任 限度額といたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

札幌市中央区北4条西5丁目1番地 アスティ45 4階 アスティホール 電話 (011) 205-5630



- JR札幌駅南口より徒歩5分
- ・地下鉄さっぽろ駅より徒歩3分

(お願い) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮 くださいますようお願い申しあげます。